



JCWA

月報

4

全缶協

(46.4.10 No.52 VOL 5)

◆目 次◆

3月の行事	1
◇在京規格部会	2
◇チクロ対策委員会・3地区調停委員会	8
チクロ行政措置に関する声明書	13
◇東部・中部・西部政策調査部会	15
◇筈詰全国大会開催	19
◇(日缶協)規格表示委員会	26
◇アスパラ缶詰褪色についての打合会	29
アスパラ缶詰褪色見方会	30
◇果実飲料等の表示に関する公正競争規約告示	30
◇水産缶詰流通事情研究会打合会	31
◇缶詰共同宣伝事務局打合会	34
共同宣伝	36
関係団体報知	36
会員消息	38

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京 (278) 9278・9289番

3月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
アスパラ 缶詰褪色についての打合会	3月 4日	14.00～1500時	缶詰検査協会	中山副会長 萩原蔬菜副部 会長、北田専 務理事
— 果実飲料等の表示に関する公正競争規約告示	3月 5日	—	—	—
水産缶詰流通事情研究会打合会	3月 8日	14.00～18.00時	農林年金会館	北田専務理事 中沢
筒缶詰全国大会	3月12日	10.00～	京都 石長松菊園	
(日缶協) 規格表示委員会	3月17日	13.30～17.00時	日 缶 協	橋田規格部会 長 北田専務理事
チクロ対策委員会(東部地区)東部調停委員会	3月18日	11.00～12.00時	日本橋精養軒	14名
東部政策調査部会	3月18日	13.30～1500時	"	
在京規格部会	3月19日	10.30～1500時	神戸銀行	(日缶協) 平野専務理事
共同宣伝打合会	3月20日	9.30～13.00時	日 缶 協	日缶協、製缶 協、全缶協、 3専務理事
チクロ対策委員会(中部地区)中部調停委員会	3月22日	11.00～12.00時	名古屋都ホテル	
中部政策調査部会	3月22日	13.30～1500時	"	
チクロ対策委員会(京阪神地区)西部調停委員会	3月23日	11.00～12.00時	新阪急ビル	
西部政策調査部会	3月23日	13.30～1500時	"	
共同宣伝打合会	3月27日	10.00～13.00時	日 缶 協	3専務理事
アスパラ 缶詰褪色見方会	3月30日	13.30～1430時	"	在京有志

在京規格部会

日 時 昭和46年3月19日 10:30～13:00時

場 所 神戸銀行八重洲口支店 会 議 室

- 議 題
1. 包装食品の一般表示基準(勧告国際食品規格)について
 2. JASにもとづく品質表示基準(案)について
 3. 公正競争規約施行規則の運用基準について
 4. 商品別勧告食品規格の問題点について
 5. そ の 他

※在京規格部会討議の概要

3月17日さきに日缶協の規格表示委員会が開催され。全缶協から橋田規格部会長、北田専務理事がオブザーバーとして出席したが、勧告国際食品規格、農林省の品質表示基準(案)等についてはいずれも販売サイドとしての全缶協にも重要な関連をもつものであり、この日緊急に部会開催となつたもので、日缶協平野常務理事をオブザーバーとして迎え国際規格、品質表示基準の農林省の考え方、工場缶マークの推進等について説明を受け検討を行なつた。



この日は特に結論はでなかつたが、橋田部会長から「メーカーは下請工場が多くブランド所有の問屋を無視しては実状にそぐわないものになり大きな片手落ちとなるので、全缶協の意見を十分尊重してもらうようお願いしたい」との要望を日缶協平野常務理事に申し入れた。

1. JASにもとづく品質基準(案)について

45年5月23日付で農林物資規格法の一部改正が行なわれ、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律として、45年6月20日施行された。この法律によつて(同法第19条の3)農林省は、政令で指定したものについてそれぞれ品質表示基準を設定しなければならず。今回農林省から「果実飲料について製造業者が守るべき表示の基準(案)」が業界に示され、いま関係団体で検討を行なつている。(全缶協月報3月号22~26P、34~35Pに掲載)これが缶詰にまで波及する可能性が十分にあるので農林省独自の考え方ではなく、食品衛生法、公正競争規約と矛盾しないよう本部会でも強く農林省に要請されたいとの申入れを行なつた。農林省としては、次のような運用方針(案)により各食品個別に品質表示基準を設定したい意向がうかがえる。

品質表示基準の運用方針について(案)

1. 表示基準の品目選定

- (1) 主要な加工食品(包装食品)のすべてについて逐次JAS規格および品質表示基準を制定する。
- (2) JAS規格の制定されている品目については、JAS規格の表示の整備状況、JAS規格の普及状況および表示の周知徹底の必要性等を勘案して、順次表示基準の制定をすすめる。要すれば表示基準の制定とあわせて、JAS規格の改正を行なう。
- (3) JAS規格の制定されていない品目については、生産および消費の実態、関連品目のJAS規格および表示基準の制定実施状況および表示適正化の要請等を勘案して、JAS規格の制定と並行し、ま

たは J A S 規格の制定に先行して、順次表示基準の制定をすすめる。

2. 表示基準内容一般

- (1) 表示基準の制定にあたつては、国際食品規格の動向、食品衛生法の表示規制および公正競争規約の認定等について配慮し、関係省庁と十分連絡調整のうえ、統一的な表示を推進する。
- (2) 表示基準の内容は、個別食品の特性に即しつつ、国際食品規格の「包装食品の一般表示基準」案および J A S 規格に準拠し、少くとも次の事項を含むものとする。
- ア. 品 名
 - イ. 原 材 料
 - ウ. 内 容 量
 - エ. 製造業者または販売業者の氏名および住所
- (3) 表示基準は、個別食品に即して、一般消費者が品質内容を識別するに必要な事項を的確に表示することを主眼とし、義務的表示事項と矛盾または紛わしい表示を関連して禁止するものとする。
- (4) J A S 規格に等級がある品目については、J A S の格付けによりその等級が保証されない限り、等級の表示は、認めないものとする。
- (5) (1)による表示は、一括表示の様式により、背景の色と対照的な色および統一のとれた文字により明記することを原則とする。

3. 個別表示事項

- (1) 品名は、定義により品名が使用される範囲を明確にする。
- (2) 原材料は、個別食品に即し、品質内容の識別に必要な原材料を割合の多いものの順に表示し、その際類別名称を用いることができるものとする。

J A S 規格において原材料の含有量を規制している場合には、当該規格の所定量をこえるものについて表示させるものとする。

- (3) 製造年月日は、食品衛生法の規制によるほか、個別食品に即し、品質の経時的変化に関連して表示させるものとする。
- (4) 輸入品についても、製造年月日の表示を原則とする。
- (5) 有効期限の表示は、個別食品に即し、流通段階での取扱いの整備と関連し、業者の自主的表示を推進する。
- (6) 表示責任者は、製造業者とする。ただし、販売業者がこれに代ることもできる。

4. 表示の監視

輸出品検査所による市販品買上げおよび食料品消費モニターによる監視のほか、地方農政局および都道府県の能力を活用する。要すれば関係省庁の協力を要請する。

2. 包装食品の一般表示基準（勧告国際食品規格）について

日缶協平野常務から次のような説明があつた。

（包装食品の一般表示基準の全文は、全缶協月報3月号27～33Pに掲載）

「勧告国際食品規格の一般表示基準は一つの部会として食品表示部会がありカナダが主催国になっており、1968年から4回部会が開催され、公取委川井課長補佐、缶検鈴木常務、それに私がそれぞれ出席している。語句の定義で標示（Label）は Label そのもの。表示（Labelling）とは付随したものを持めるとの意味で、例えば薬の効能書に類する

ものを含めてLabellingといつている。

問題点と思われるものは、原材料のなかに添加物を含めていること。また食品別表示規定を設けることにしており。例えばサケ。マス缶詰の国際規格では魚種名を書くことにしており。もし日本が完全受諾した場合には従来缶マークの説明をしてサケの名称を認めているがチャム（サケ）。ピンク（カラフトマス）と名称の下に必ず併記しなければならない。

受諾について。4月25日各省会議を開き、話し合うことになつており。それまでに業界の意見をとりまとめ申入れる必要がある。日本としてどういう型で受諾するかであるが。次の方法がある。

○ 完全受諾

この場合は国内規格を全部これに合せなくてはならない。

○ 努力目標付受諾

これは主に後進国等でまだ国内の法規が整備していない場合。整備するまでは一定の基準を満せば国内流通を認めるもの。

○ 僅少差付受諾

これは例えば日本は製造年月日を義務づけているので当分の間は。この表示をしないということでは受諾できないといった条件をつけ5年後迄には国内法規を改め完全受諾に移行するというもの。しかし日本では食品衛生法で義務づけているので。これを改正することはとても考えられないとしている。

○ 受諾拒否

この場合、その理由を明確にすればよい。しかし一般表示基準に合致した輸入品の流通を認めるという表明をしなければならない。一方国際規格でなければ当該国に対しては輸出出来ないということになるであろう。日本が全く受諾しないという姿勢はとれないと見られる。各国ともそれぞれ国内の事情から簡単には受け入れられず。ドイツ、オランダ、ス

エーデン等は訓示規定でよくスタンダードにすることはもつてのはかとしており。英、米、カナダはスタンダード。日本はガイドラインということを主張してきたが、結局はスタンダードでこれが決まると強制力を持つことになる。

反対意見は議事録に残つており、西ドイツ等ステップ9に上る段階で反対している。いままでの経過でどこの国が反対か判つているが、票決により主たる加盟国のいくつかが賛成すれば最終的に決まる。

日本が反対しても英、米、カナダ等が賛成すれば通過する可能性が強く、反対でも適用される。

米国が受諾した場合、対米向輸出はこの完全リストによらなければならぬ。しかし輸入物についてこれを受け入れるかどうかは別な問題である。日本が国際規格をなんらかの型で受諾した場合、国内のJAS規格、公正競争規約等はなくなるのかどうかといつた大きな問題があり、その辺が微妙で業界が二重にも三重にもしばられないよう申入れなければならないことである。」

3. 商品別勧告食品規格の問題点について

引續いて平野常務理事から次のような説明があつた。

「個別の食品規格を設けてさらに細かく規定していくこうというもので、これが何時、どんな食品の規格が出来るかわからない。いまステップ9のものが80品種位ある。」

ステップ3～6で会議が招集され、ステップ7～8は手續の段階。ステップ8で委員会(ミッション)、ステップ9で各国に送られ、ステップ10で正式に決定。

いま大西洋サケ、マス缶詰の国際勧告規格として加盟国に届き、日本は水産庁としては受諾するという方向に決めているが、魚種別に品名を書かなくて

はならず。従来国内はサケ一本の品名で来ており。今後公取委、農林省で折衝に入るが。業界としては従来通り認めてほしいと委員会に申入れている。あと果実缶詰はもも。グレープフルーツ。アップルソース。パイン。蔬菜缶詰としてグリーンピーンズ。スイートコーンも届いており、あとからどんどん来ると思う。

「もも。スイートコーンは業界では農産缶工組を中心になって検討を行なつてある。」との説明があつた。

チクロ対策委員会・3地区調停委員会

〔チクロ対策委員会（東部地区）東部調停委員会〕

日 時 昭和46年3月18日 11:00～12:00 時

場 所 日本橋精養軒（三越本店前）

中央区日本橋室町1～8 福島ビル9階

〔チクロ対策委員会（中部地区）中部調停委員会〕

日 時 昭和46年3月22日 11:00～12:00 時

場 所 名古屋 都ホテル 2階 楓の間

名古屋市中村区西柳町2

〔チクロ対策委員会（京阪神地区）、西部調停委員会〕

日 時 昭和46年3月23日 11:00～12:00 時

場 所 新阪急ビル 12階 スカイルーム 10号室

大阪市北区梅田 8番地(大阪駅前阪神百貨店裏)

- 〔議題〕 (1) チクロ対策経過報告の件
(2) チクロ 対策委員会、東部、中部、西部調停委員会解散の件
(3) そ の 他

※ 各委員会の概要

本委員会は、2月8日の理事会でチクロ行政措置に対して不満声明を行なつたうえで一応チクロ問題を打ち切るということになり、同委員会を解散すべく3地区別に各委員会が開催されたものである。

1. チクロ対策経過報告

浅井会長から大要次のような報告があつた。

「44年10月から始まつたチクロ問題は業界にとって大きな災難であつた。全缶協はチクロ対策委員会と、メーカー、問屋間、また仲間同志、販売先とのトラブルを調停する機関として東部、中部、西部、3地区に調停委員会を設置したが、幸いにこれが動くことなく終つた。

業界全体としては日缶協に添加物対策協議会(田上委員長)を設置し、そこで賠償問題、補償のための特別立法、長期低利の金融優遇措置等についていろいろと話し合い各関係官庁に陳情も行なつてきていたが、一番強力に推進したのは猶予期間の延長で全缶協では署名運動を全国的に展開しこれが非常な効果があり、結果として9月末日まで猶予期間が延長された。そこで全缶協は延長した期間内に全量消化を図るべく販売努力し、その間返品には

一切応じないと理事会決議を全国的に徹底し、われわれが一番恐れていた返品問題は北海道から九州まではほとんどその事例なしに奇跡ともいえる好ましい結果で終つた。チクロではわれわれとメーカーが損害を蒙り、末端はこれによつて逆に儲けており、結果的にはこれでよかつたと思う。日缶協の添加物対策協議会内部もチクロで損失をどの位受けたか実態調査しなければ救済措置を政府に訴えていくのに困るということから製造・流通段階の損害調査を行ない、これをもとに「チクロ使用禁止により蒙つた損失に対する補償または融資に関する陳情書」として日缶協、全缶協の両協会会長連名にて政府および関係諸官庁に提出した。これにより農林省では日缶協、全缶協に「チクロ入り食品販売(製造)実態調査」を提出するよう会員に呼びかけてくれという要請があり、日缶協は300社、全缶協は220社の会員に依頼したところ全缶協会員からの回答は28社にとどまつた。

結果的には特別立法はとられず現在の法律を適用するということでその対象は中小企業にしばられた。しかもチクロ製品の損害が総売上高の20%以上であること等の制限があり、この条件を満たした全缶協会員は2社だけでありこの2社に対しては金融措置がとられるので手續されるよう知らせたが信用保証協会の保証がいるので事實上は一銭も政府は出さないという措置と同じである。チクロ問題は政府に頼つても頼りにならず結論は役人のミスを押しつけられた格好である。日缶協は1月下旬の総会でチクロ問題を打ち切つたが全缶協としても誠に残念であるがいつまで取りあげてもこれ以上の見解は出て来ないということから、2月8日の理事会でこれから缶詰はイメージアップを図り儲ける方向に持つていくべく全力を注ぐことになつた。しかし、それにしてもチクロ問題をこのままだまつて終らせることはないのでチクロ問題に関しての政府のとつた行政に対し不満声明を出そうということになりその案文も事務局に任せてもらうと

いうことになりこのほど業界記者を呼んでこの声明文を手渡し新聞発表した。」―― 声明文は 13 頁掲載――

2. チクロ対策委員会、3 地区調停委員会を解散

浅井会長から次のような意向が述べられた。

「不満声明を出してチクロ問題は一応打切り切ることを過日の理事会で承認されており、今日の会合をもつてチクロ対策委員会、3 地区調停委員会を解散し、今後この種の問題は東部、中部、西部の 3 政策調査部会に引き継いでいただくことに致したい。

チクロ問題についてはいろいろなご意見もあると思うが、全缶協としてこれまで以上追つてもメリットではなく缶詰のイメージアップを図り、マーケットをこの辺で変えていかなくてはならないと思う。全缶協はその方向に向つて運動を集中してまいりたい。どうか事情をおくみとりいただき両委員会を解散することを諒解願いたい。」

以上の発言に対して全員異議なく承認した。



席上、東部地区では中山副会長、中部では北村伝司氏、西部では伊藤勇氏からそれぞれチクロ問題発生以来、チクロ問題対策のため寝食を忘れて尽力された全缶協浅井会長に対して謝辞が述べられた。

3 地区での浅井会長に対する謝辞の概要をまとめると下記の通りである。

「先刻浅井会長からご報告の通り業界に起りましたチクロ事件の対策に全缶協は対処してきたが、問題発生から今日までの一連の経過を顧みまして、この間を通して浅井会長が渾身の力をふりしぼつてわれわれの先頭に立ち時に業界の他の団体をも率いて適切な指揮を探られそれが結果として業界の損害を最小限

に抑え得たということはわれわれお手伝に任じた者は、勿論業界関係者の多くが認めておるところであります。

実は昨年9月末日以後の最後の段階でどうなつてまいるであろうかとは誰れもが最も心配した所でありましたが、時間が経つにつれてそれが存外静穏に過ぎて行きそのまま終息するらしいといった見通しを10月、11月、歳末、という時点で掴み得まして改めて期間中の浅井会長がそれこそ寝食を忘れてこれに注がれた施策が卓抜適切であつたかを重ねて認識させられ一段と感謝の念をためたのであります。そして昨年暮の頃からこの浅井会長のご苦労の程をねぎらい、御礼を申しあげるということを具体的に表現したい、との声が各員各所から起つてまいり、去る2月8日全缶協理事会を持ち声明書を作成し一応チクロの委員会としての対処は終止符を打つという会合がありました際、理事会としても浅井会長に対する感謝とご苦労に酬いたいという一般会員の思いも容れることになり、その方法は理事の一部の人に委ねられました。さてそれではどういう形で敬謝ご慰労申すかということになりますと適切な方策も考え浮ばず申訳ない次第ですが、浅井会長に最も近いわれわれ同席一同が心からご苦労様でした、有難うございましたと深々と頭を垂れて申述べることが全会員、理事一同の深甚な感謝を会長に捧げる所以であろうと存じまして本席を借りまして茲に謹んでお礼を申しあげます。

なおこの苦難な問題に際し始終会長直属のもとに奮斗した事務局各職員諸氏の活躍をも会員一同称えてねぎらいたい。」



これに対して浅井会長から次のような答辞が述べられた。

「業界として私の微力に対してご丁重な言葉をいただき感激している。私は46年間この業界で働いているが、チクロ問題では業界のお役に立つたと感じ

ている。チクロ問題でいろいろな教訓を受けた。この業界は個々バラバラで儲からないといわれるが真剣になれば何事もできるということが判つた。決して満足のいくものではないがあれが勢一派の対策であつたと思うし我慢していただきたい。このチクロ事件によつて学んだことは問屋業界が考え方を一つにすれば金を一銭も使わなくても政治力はもてるということである。団結こそ一番の政治力であり。今度の問題で感じたことは国会をもう少し業界が利用することだ。正しいことは時の内閣は勿論、野党をも動かすことが出来る。私は業界のため今後も微力を尽くしてまいる覚悟であり。なお一層のご協力をお願ひ致したい。」

3. 日本消費者連盟創立委員会の公取委提訴問題に関するその後の経過

北田専務理事から次のような報告を行なつた。

『公取委事務局高橋審査係長にその後の経過につき問合せたところこの前と同じ内容の返事であつた。即ち同係官は「まだ2~3の支所から回答が来ていないので結論は出でていないが、この前申し述べたように実害が発生していないので個人的見解では法的措置はとられないと思う。いずれそのような結論が出ると思うがその場合、提訴した側、された側ともに通知は出さない建前であるが問合せに対しては回答する義務がある。』

チクロ行政措置に関する声明書

全国缶詰問屋協会

全国缶詰問屋協会は去る2月8日の理事会においてチクロ缶詰販売禁止にかかる終戦処理に関し協議したが、卒直にこれで終了したとするにはあまりに釈然と致しかねる事件であり、将来のためにも訴えるべきは訴えて

おかなければならぬことを痛感するのでここに声明文として会員一同の真意を書きとどめ、政府の行政指導の姿勢をただしたい。

1. 業界には全く責任がなかつたことは明らかであり、政府も国会でそのような弁明を行なつているにも拘わらず、われわれ業者に不当な犠牲を強い結果を招來した。
2. 販売禁止に伴なう直接的損害ばかりでなくこのチクロ問題によつてすべての缶詰がイメージダウンするところとなり、不振を續けている現状をみると、この間接的損害こそ深刻かつ重大なる問題として政府に訴えたいところである。
3. 行政措置としてはただ「中小企業信用保険法」がごく一部の業者に適用されたのみにとどまり、いかにしても適切なる措置であつたとは言い難い。われわれ販売業者としてはこの政府措置に対し大いなる不満を述べるものである。
4. 国を相手の訴訟すら考えていたが、何としても缶詰のイメージアップを図ることが急務であるところから業界自らの力によつて克服を期しているものの、政府はこれが償いのためにも前向きの施策をもつて缶詰のイメージアップに助力願いたい。
5. いずれにしてもこのチクロ事件は悪夢のように過ぎ去つてしまつたが、公害等の問題も惹起しているおりから、政府にあつてはこのような誤つた行政、適切を欠く指導は絶対犯さないよう、販売業者の真摯なる希望として訴えるものである。

以上

東部・中部・西部政策調査部会

[東部政策調査部会]

日 時 昭和46年3月18日 13.30～15.00時
場 所 日本橋 精養軒（三越本店前）
中央区日本橋室町1～8 福島ビル9階

[中部政策調査部会]

日 時 昭和46年3月22日 13.30～15.00時
場 所 名古屋 都ホテル 2階 楓の間
名古屋市中村区西柳町2（名古屋駅前）

[西部政策調査部会]

日 時 昭和46年3月28日 13.30～15.00時
場 所 新阪急ビル 12階 スカイルーム 10号室
大阪市北区梅田8番地（大阪駅前阪神百貨店裏）

- | | |
|------|--|
| [議題] | 1. チクロに関する件
2. 取引合理化対策に関する件
3. その他 |
|------|--|

1. 今後チクロ問題は政策調査部会が処理

3地区の政策調査部会とも午前中にチクロ対策委員会、地区講停委員会の

合同委員会が開催され 2 月 8 日の理事会でチクロ行政措置に対して不満声明を行ない。一応チクロ問題は打ち切るということが承認されており、両委員会は解散し、今後万一チクロにかゝわる問題が惹起した場合はその地区の政策調査部会でそれぞれ処理するということになった。

3 月 1 8 日の東部、3 月 2 2 日の中部、3 月 2 3 日の西部政策調査部会ではこの旨を事務局から報告を行ない、3 地区とも全員異議なく諒承した。

2. 取引合理化対策に関する件

「取引合理化対策推進事例」につき 浅井会長から次のような説明があつた。
「長野県缶詰食品問屋連盟の総会が 2 月にあり講演を頼まれて出席したが松本市にある某商店が非常に合理的なことを進めており、感心したが、お手元にある事例のような方法で実施し、その結果は一軒も抵抗がなくうまくいっているということだ。取引きの省力化についてはアメリカにはセールスマンはおらずオーダーフックで 1 週間分注文している。すなわち倉庫から配達し、請求書が届いたら振込んできて集金まで事務的に処理しており、これは日本でも合理化できると思う。こうした方法を全缶協が取りあげ取引きの合理化を全国的に普及させたいとの観点から、3 月 1 8 日の東部政策調査部会、3 月 2 2 日の中部政策調査部会、3 月 2 3 日の西部政策調査部会に諮つたうえ、東部、中部、西部の 3 調査部会長名で全会員に一齊に訴えて参りたいと思う。」

「2 月決算で 1 割配当し内部保留もとれた会社がことしの事業計画では人件費が上つて黒字にならず、人件費は上げざるを得ないというケースは非常に多く、なんとしても取引の合理化を図らねばならない現状にあり、それには出来ることから一つ一つ手がけて参りたい。またこうしたことがことしの全缶協の運動の柱になろう。」

このあと、次のような意見がだされた。

〔 東部地区 〕

大変割切つた方法で結構であるが、他がやらなくてはといった気の弱いところも出よう。しかしいまやつていることは過剰サービスであり、今後このまゝ継続してやつていけないということはみんなが痛感している。各社得意先の構成も違うし地方によつても事情が異なり、これをどういう格好で推進させていくか難しい面があろう。

また全会員に共通している要素は次の点であろうとの指摘があつた。

- ① 配 達
- ② 受 庄 量(金額)
- ③ 借引の問題(現金取引)
- ④ 受註方法(外交によらない)

〔 中部地区 〕

取引きの合理化については、注文を取つて伝票を切り送り届けたものが、その店の内部的見方の違いで返つてくるようなことがよくあるが、そうしたことも改めたい。

こゝに示された例は非常に進んだ考え方であり結構と思うが、地域的問題もあり十分検討しなゝし、例えばいくらまでは現金という条件をつけ、何万円以上は手形でよいといつた方法など、この地区の青年会メンバーいろいろ研究させ、合理化の推進を図りたい。

〔 西部地区 〕

この事例は、非常によく出来ていると思う。西部地区も大いに推進したいが、これとは相当違つたかたちのものが出るのではないか。すでに部会員であるK社ではこの方法に似た取引きを実施しているので、その部会員からの試案も参考に出してもらうとともに神戸、大阪、京都、3地区の同業

会においてそれぞれ検討したのち西部地区のまとめを行ない中央に示したい。

☆ ☆ ☆

以上3地区とも前向きの姿勢で取り組み、東部、中部、西部の3調査部会で統一した標準型をつくる。

この作成には東京、大阪、中部といった同業会組織にも協力してもらうことになった。

3. その他の

東部政策調査部会で、鈴木部会長から次のように報告された。

「近代化促進法の一つのテーマとして統一伝票に関し農林省が来て、今後は予算も多くなるということから農林省の方も統一伝票についてなにかやらなくてはならぬ。相談を持ちかけられたが、酒類業界はメーカー団体が多く、これを全部呼ぶことは困難で、しかもメーカーがいふことをきくかどうかかも疑問である。60%以上が直送制度でメーカーから直接配送しており、メーカーがやらなくては意味がない。そこで食品産業センターにはメーカーが会員として加入しており農林省としてはそこを中心にして推進していくとの意向から私も食品産業センターにいき、主旨説明を行なつたところ、食品産業センターも結構であり今後協力したいということであつた。4月からの予算に伴ない通産省、農林省をブッシュして統一伝票を推進していきたい。」

☆ ☆ ☆

全缶協としては通産省の統一伝票を採用していくことと東部、中部、西部の3政策調査部会で決定し、会員にも採用方を呼びかけ。既にこの統一伝票を採用した会社が多くあり、ここで万が一にも農林省が独自の伝票にするとした場合、大きな混乱を生じるおそれもあり。既に統一伝票を採用している会員に対して報告を求める伝票フォームを全缶協事務局迄届けて

もういうことになつた。

筍缶詰全国大会開催

日 時 昭和46年8月12日

場 所 京都市 石長 松菊園

主 催 (社) 日本缶詰協会

協 賛 全国缶詰問屋協会、日本農産缶詰工業組合、近畿缶詰製造協議会



総勢250名で埋められた石長の大会場は春といふ訪づれに胸はずむ雰囲気をかもし出していたが、10時40分、日缶協隅野専務理事の司会によりいよいよ開会。長岡町乙訓農業協同組合長林恵一郎氏の開会の辞にはじまり、大会長志村尚穂氏の挨拶につづき地元代表として近畿缶詰製造協議会会长堀口晃氏、農林省三井義博技官、京都府知事嵯川虎三氏(農林部参事越後茂氏代読)、京都府農業協同組合中央会会长荻野武氏、参議院議員林田悠紀夫氏(清原一郎氏代読)など、来賓の祝辞があつた。また京都大学名誉教授、全日本竹産業連合会会长上田弘一郎氏の「たけのこの話」という講演が一時間にわたり行なわれ①行政上の問題、②竹の特性について、③缶詰以外の利用の道、④組織づくりの必要性など数多くの傾聴すべき講演内容で、参加者は終始真剣に聞き入つていた。

昼食。休憩の後、午後1時10分再開し、まず大会議長に筍缶詰委員会副委員長堀口晃氏を選出し、次の議事により進められた。

(1) 前大会決議の経過報告	日缶協	隅野 専務理事
(2) 一般情勢報告	"	"
(3) 46年産缶詰生産予想報告		各地区 代表説明
(4) 全国缶詰問屋協会側の挨拶	全缶協	野田副会長
(5) 缶詰需給経過	"	大橋 蔬菜部会長
(6) 輸入状況	"	北村 蔬菜副部会長
(7) 討議		
(8) 次期開催地の選定		
(9) 大会決議の採択		

46年産缶詰生産予想報告では、各地区代表がそれぞれ説明したが、総じて
 46年産缶の作柄は前年を上回る平年作とされ。缶詰生産は前年の総生産
 1,997,345ケースに対し46年見込みは2,750,944ケースと約38%
 の増産が予想されている。

46年たけのこ缶生産予想数量

(単位ケース)

地区	大 缶	丸 缶	合 計
中部以北	105,000	—	105,000
中 部	40,000	18,500	58,500
近 繩	277,600	63,800	341,400
山 隊	116,000	2,500	118,500
山 陽	110,000	9,000	119,000
四 国	740,000	75,000	815,000
九 州	1,186,500	7044	1,193,544
合 計	2,575,100	175,844	2,750,944

全缶協副会長野田喜三郎氏は、販売業者側の需給経過および輸入状況の説明に先きだ。大要次のような挨拶を行なつた。

〔野田副会長挨拶〕

「缶詰ゆかりの地である京都に、全国の関係業者があつて集い、缶詰全国大会が盛大な裡に開催され、ご同慶にたえません。さきほどはまたご来賓各位よりご丁重なるご祝詞を賜わり、厚くお礼申しあげます。

本年の缶詰全国大会開催に当たり、全国缶詰問屋協会の立場より一言ご挨拶致したいと存じます。さきほど御報告のありました通り、昨年の四国道後温泉における全国大会で、第一に原料対策として各地区毎に横の連絡をとり、前年価格を上回ることのないよう生産者の協力を得、特に格外太ものについては輸入缶詰と競合し得る価格に努力することを決議し、また、第二に規格を遵守し、品質の向上を図るため、JAS受検を積極的に推進し、国産缶詰の信用確保に努力すること等を決議し、それぞれ新らしい覚悟のもとに、これが実現を誓いましたが、残念ながら原料面では折角のご努力にも拘らず決議に反するような高騰を續ける結果となり、また規格簡素化につきましては、まず現行規格による積極的受検が先決であるということで、幾たびか協議を重ねましたが結論を出すことの出来なかつた点、誠に残念でありました。しかしこの二点は、今後とも非常に重要な問題であると存じますのでさらに皆様方とともに十分検討して参らねばならないと存じます。

本年の作柄状況は、各地区とも昨年に比べ良好の模様と伝えられておりますが、一方輸入ものは台湾缶をはじめ国内需要の定着化が一段と進んでおり、今後国内缶詰産業の発展を望むためにはまず業界が一致団結し、上田弘一郎先生のさきほどのお話の如く業界として政治力を持つこと、組織づくりに努力すべきであると思います。

そういう意味で、今まで努力の足りなかつた分野、更に新らしい業界近代化への道をきり開くべく諸施策が望まれる。単品の缶詰で全国大会が持たれるのは筈缶詰のみであります。それは業者の関心の度合いの高い証左であります。本大会が生販一体、その足がかりとなり、本年筈缶詰の動向が有終の美をおさめ得ますよう関係各位のご尽力を強く希望し、私の挨拶と致します。」



台湾筈缶詰を中心とする輸入状況については、北村蔬菜副部会長が、大要次のような説明を行なつた。

〔北村蔬菜副部会長の話〕

「45年1月～12月の輸入状況は、 $\frac{1}{6}$ 換算で、台湾1.181,521%、中共23.924%、その他6.9%で合計1,205,514%であつた。従つて44年度の1.283.124%に対し6%の減ということになる。

輸入価格は台湾もので1号缶のホールもので年間を通じF.O.B.3.80ドル内外であるから、輸入コストはケース当たり1,900～2,000円といつたところである。また5G缶のホールはF.O.B.2.70ドル内外（高値2.90ドル～安値2.50ドル）でこの輸入コストは1,400～1,500円程度で前年度と殆んど変化はない。

輸入総量に対する1号缶、5G缶の割合は私の推定では45年度は1号缶が全体の40%の50万%で、5G缶は60%の70万本程度ではないかと思われる。いずれにしても5G缶が1号缶を上回り主力となってきた。次ぎに台湾現地の生産状況は45年の日本産筈が減產と伝えられて原料が

高値となり。1K当たり台湾円で2.80～2.50円となり。44年比20%の値上がりを見た。人件費も同様に高くなつており。原価は前年より当然高値だが、日本輸入は変化なかつた。50缶の生産は缶詰生産メーカーではなく兼業農家が殆んどであるといつてよい。それも45年は日本が減産という事実だけをとらえ生産した面があり。その点からも50缶が増産となつた。丸缶在庫は払底し、現在50缶の滞荷が若干ある。

新年度の見通しとしては3月1日～4日まで台湾にいたが、本年は豊作型はまず間違いないと思う。

日本も豊作見込みであるが、こうした情報はすぐ向うに伝わり、おそらく価格面で対抗できる手がうたれるであろう。筍の輸入について特惠関税25%は据置きされるとのことであるが、将来まで持ちこたえられるものであるかどうか。いつまでも25%を固執することは困難と思うし、この辺のことば十分に念頭に置く必要がある。

台湾筍缶詰の輸入消費状況は44年228万kgで市場荷もたれし。本年も明るい相場を期待したが、1年中利益なしに終つた。

45年の通関統計では120万缶を越えていたのでなるほど感じるところがあつた。とにかく台湾麻竹の消費は国内において定着した。輸入缶詰を扱う業者に対する注意しておきたいことは台湾ものの50缶はすべて半田づけであり、密封の前に半田が流れ込んだものが出るおそれがあり、この点今後十分留意したい。」



以上輸入の状況説明に續き全缶協蔬菜部会長大橋庄三郎氏より、筍缶詰需給経過につき次ぎのような報告がなされた。

〔大橋蔬菜部会長の話〕

「缶詰で第一に申しあげなければならないのは、利はばが取れないということと、1缶4,000円台となつてもそれに見合う儲けがない。しかも水もれなどの発生もあり、仕入れたあとの面倒が相当かかる。またこれを保管するための倉庫面積や人手なども他のものより余計必要とされ、熱情と愛着はあるが、若い人には規格も複雑で敬遠されがちであり一番扱いにくい率の悪い商品となつていて、これを扱うものとしては10%の利巾は欲しい」というのが販売業者としての声である。

さて4・5年産缶詰の販売状況、在庫状況について申しあげると、昨年70～80万函といわれていた在庫があると見られていたうち、少くとも50万函は本年に持ち越されたと思われる。この年は太ものの値巾が見合うように決議をし幸いにこれらのものから先きに消化した。今までスソ物を常にもちこし大きな犠牲を払つてきたが、安ければ売れるということを物語るものである。

生れ値は有史以来の高値で生れたが、現在の5G缶の在庫は上物が若干残つている程度である。また丸缶は1号缶が若干在庫され、2号、4号缶は消化した。昨年は野菜高であつたため、太ものの値巾を安くしたものから先きに消化され、全般的にも缶自体の需要が伸び10年前に比し3倍の価格となつていて、当時100万本程度の生産にとどまり、130万本も製造されるとそれこそ危険と言われていたが、現在では台湾ものを含めると300万本から350万本も市場出回りするようになつてきた。事実4・5年度の缶詰の国内生産は190万本～200万本と推定され、それに前年の50万本持ち越し分と輸入ものの120万函を加えると370万本相当の数量がこの一年間で消費されることになる。

次にことしの新物に対する要望事項として、さきほどの各产地状況報告から

もうかがえるように豊作のもようであるが、たしかに現在ヒネものの在庫は少ないとほいうもののつなぎ在庫位は各問屋、末端とも持つてゐるので、早詰めすることはいましめ合い慎重を期したい。

最近は全般的に金づまりの状況にあるので、それらのことも考慮ありたいと思う。また豊作にありがちな集中的原料出回りなどもあろうかと心配されるが、能力に応じた原料購入と品質に特にご注意願いたいことである。昨年が高値でしかも一応消化を見たのは生産が少なかつたこと。その他の理由によるものであるが、高値出回りとなつたその翌年は大いに警戒をする。

なおJAS規格の問題については、現状として1割程度の受検にとどまつております淋しい限りであるが、今年は少くともホールものは全部受検されるよう希望したい。

輸入品についてはさきほど北村さんが説明された通りであるが、台湾では缶詰に非常に意欲的であり、50缶の缶もよくなり、ダメージの比率も減少してきた。今回特惠関税については据置きの温情ある措置が取られたが、このまゝ續くとは考えられないし、現状に甘えることなく、長期的見地に立つて適正安定な価格を形成し、缶詰産業がさらに発展して参るよう祈つて止まない。」



以上全缶協側の説明のうち討議が行なわれ、次の大会決議が発表された。
なお次期開催地については九州地区に決定した。

決

議

我々は、筒缶詰の直面する問題点を充分討議し、昨年の生産、販売両面における行動を反省し、次のことを本大会で決議する。

1. 国産筒缶詰の信用確保のため、生産、販売両者は積極的にJAS受検を推進し、品質向上に努めること。
2. 原料栽培者の協力を得て、パッカーは各地ごとに連絡をとり、それぞれ輸入品と競合しうる原料対策を講ずること。
3. パッカーと販売業者は共存・共栄の立場にあるので、長期的見地に立って製品については適正なる安定した価格で取引すること。
4. 筒缶詰の輸入については、国内の需給状況を考慮し、市場圧迫されることのないよう努めること。
5. 筒の生産振興施策が導入できるよう改善方につき、関係当局に陳情すること。
6. 筒栽培者に協力して、竹林造成に努力すること。
7. 製缶会社に対し、大型缶の規格統一をはかるよう要望すること。

昭和46年3月12日

社団法人 日本缶詰協会

昭和46年 筒缶詰全国大会

(日缶協)規格表示委員会

日 時 昭和46年3月17日 13:30～17:00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

- 議題
1. 包装食品の一般表示基準(勧告国際食品規格)について
 2. JASにもとづく品質表示基準(案)について
 3. 公正競争規約施行規則の運用基準について
 4. 商品別勧告食品規格の問題点について
 5. その他

出席 日缶協側 谷委員長、平野常務理事ほか各委員

全缶協側 橋田規格部会長、北田専務理事

農産缶工組、食肉組合、蜜柑缶組合、鮪缶工組、検査協会、蟹組合、製缶協会等、各事務局

1. 包装食品の一般表示基準について

去る2月27日の日缶協規格表示委員会においてはじめて説明がなされた勧告国際食品規格(2月号掲載)についてはその後、日缶協側で関係官庁の意向を問合せ中であつたが、先進国の仲間入りをしている日本にあつては完全受託は問題があるにしても条件つき受託は止むを得ないとして回答準備を進めていると言われる。

日缶協平野常務理事の説明では、3月22日各省会議が行なわれ国際食品規格委員会本部へは4月4日ごろ回答することになろうということであつた。

従つて22日までに各関係団体は問題のある点に関しそれぞれ意見を持ち寄ることになり、全缶協においても3月19日10時～13時(金)、緊急ではあるが在京規格部会を北洋商事(株)7階会議室で開催。平野常務も迎え検討することとした。

2. JASにもとづく品質表示基準について

今後農林省において品質表示の基準を設け、特に一括表示を行なわせる考

え方をもつているが。現在のところ炭酸飲料。トマトジュース。トマトケチャップ。魚肉ハム。ソーセージ。果実飲料に適用する姿勢である。しかし当然一般缶詰にも適用するようになることは明らかであり。全缶協側としては公正競争規約。JAS 規格食品衛生法との関係性に矛盾がないよう業界としてもいまからはつきりとした姿勢でのぞむべきだとの強い要望を行なつた。

3. 公正競争規約施行規則の運用基準について

運用基準(案)をもとに検討を行なつたが。なお手直しすべき点については日缶協事務局において整理し。全国食品缶詰公正取引協議会に諮ることになつた。

4. 商品別勧告食品規格の問題点について

この件は議題の1と関係しているが。日本農産缶詰工業組合では。そもそもスイートコーン缶詰について回答を求められることになるといわれ。同組合において国際規格部会を設け検討することであるが。全缶協側とも大いに関係する内容であり。早速その資料入手し準備することにしている。

なおパイン缶詰も商品別勧告が出されることになろうとのことである。

5. その他の

これは缶詰食品の量目公差の適用について具体的に検討を進めて来た結果。量目公差(-2%、+6%)を適用できる品目と。量目公差の上限を適用できない品目について説明があり。今後なお通産省側と折衝中との報告がなされた。

アスパラ缶詰 褪色についての打合会

日 時 昭和46年8月4日 14:00~15:00 時

場 所 日本缶詰検査協会 本部

内 容 アスパラ缶詰褪色に関する件

出 席 [缶詰検査協会]

鈴木理事長、鈴木常務理事、大内、大橋、両検査員

[農産缶工組]

山内専務理事、斎藤氏

[全缶協]

中山副会長、萩原蔬菜副部会長、北田専務理事

※ 打合会の概要

農産缶工組、全缶協、缶詰検査協会の3者により過去4回アスパラ缶詰褪色見方会が開かれ、褪色試験結果について検討が行なわれてきたが、本年度の新物アスパラ缶詰のJAS検査をどういうかたちで実施すべきかについて最終的に煮詰めるべく打合会開催となつたもの。



種々意見が出されたが、販売側として一番心配することは消費者が開缶した時点でホワイトをどういう見方でとらえるかという点であり、一度に大巾な緩和ということでなく徐々に消費者の目を馴らすことが必要であるとの見解を述べ結局、さらに新物アスパラ缶詰を開缶試験したあとに次年度からどうするかについて検討しようという話し合いになつた。

アスパラ缶詰褪色見方会

日本農産缶詰工業組合の呼び掛けにより、8月30日13時から日缶協会議室でアスパラ缶詰褪色見方会が開かれ、全缶協からは在京有志が立会つた。今回はFTF缶（大和製缶）、Kエナメル缶（東洋製缶）の塗装缶で45年6月に製造したものを開缶し、その褪色の状況を見た。

果実飲料等の表示に関する 公正競争規約告示

(社)日本果汁協会、(社)全国清涼飲料工業会、(社)日本缶詰協会、日本果汁農協連、4団体の申請による「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」は、8月5日告示され、9月5日から施行となるが主要な点は次の通り指摘される。

[果汁含有率等の標示について]

- (1) 果汁含有率が10%以上100%までのものについては、10%から100%まで10%きざみで「果汁00%」と一定の大きさの文字で標示する。
- (2) 果汁含有率が5%以上10%未満のものについては「果汁10%未満」と標示する。
- (3) きざして飲用に供するものは、当該商品に標示されたきざ倍数によりきざして用いる状態での果汁含有率を(1)または(2)に準じて標示する。
- (4) 果汁含有率が5%未満のもの（きざして飲用に供するものであつてきざして用いる状態での果汁含有率が5%未満のものを含む。）または果汁を

含まないものは、果汁を含まない旨を標示するか。あるいは着色したものについては「合成着色飲料」、香料のみを使用したものについては「香料使用」と標示する。

[不当表示の禁止について]

- (1) 果汁含有率が 100 %未満のものについて「ジュース」の名称を使用すること。
- (2) 果汁含有率が 50 %未満のものについて「ジュースドリンク」の名称を使用すること。
ただし、果汁含有率が 50 %以上のものであつても当分の間は、「ジュースドリンク」の名称を使用しない。
- (3) 果汁含有率が 50 %以上 100 %未満のものに果実の搾汁そのままのものと誤認されるような説明文、その他の文言、絵を標示すること。
- (4) 果汁含有率が 5 %以上 50 %未満のものに果実の搾汁そのままのものまたはこれが主原料であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵を標示すること。
- (5) 果汁含有率が 5 %未満のものおよび果汁を含まないものに果汁を使用していると誤認されるような説明文、その他の文言、絵を標示すること。

水産缶詰流通事情研究会打合会

日 時 昭和 46 年 3 月 8 日 14.00 ~ 18.00 時

場 所 農林年金会館

出席〔水産庁〕

水産課長 三善正雄氏
貿易班長 前田 優氏
缶詰係長 山根 隆幹氏
田中健雄氏

〔調査委員〕

日本缶詰協会専務理事 隅野 勇氏
埼玉大学助教授 秋谷 重男氏
日本水産缶詰工業協同組合専務理事 塚原慶悟氏
全国缶詰問屋協会専務理事 北田久雄氏

〔調査員〕

村井武夫氏 (日缶協)
三浦利昭氏 ("")
谷口寛氏 ("")
鈴木修氏 ("")
吉田千夫氏 (水産缶工組)
中沢和雄 (全缶協)

内容 水産缶詰生産流通調査報告書の内容に関する検討

※打合会の概要

水産庁で本年度(45年度)初めて調査費として66万3千円の国家予算がとれたことにより水産缶詰の流通事情調査を目的として昭和45年7月に研究会を設置。日缶協、水産缶工組、全缶協がこれに参加して昨年夏以降バツカ→問屋→小売の追跡調査を実施し、本年1月に全調査を終了。この調査結果にもとづき報告書として8月末までに取りまとめる建前であり、本打合会で報告書

のまとめ。およびその内容に関して検討を行ない、次のような内容で報告書を作成することになった。

昭和45年度水産缶詰生産流通調査報告書

(農林省 補助事業)

昭和46年3月
水産缶詰流通事情研究会

はしがき

目次

調査の概要

第1部 水産缶詰の流通経路と流通経費等

第1章 さば缶詰の流通経費等

- 1 生産流通事情の概観
- 2 流通経路と流通経費の状況

第2章 かに缶詰の流通経費等

1. 2

第3章 まぐろ類缶詰の流通経費等

1. 2

第4章 さけ缶詰の流通経費等

1. 2

第2部 水産缶詰の卸・小売調査

第1章 東京地区の卸・小売面接調査

第2章 大阪地区の卸・小売面接調査

第3章 新潟地区の卸・小売面接調査

第3部 水産缶詰の国内流通についての問題点

付 研究会規約、調査表のヒナ型

☆

☆

☆

〔第1部 1～4章 1. 2の内容構成〕

1. ①品目別缶詰生産状況 ②同輸出事情 ③原料事情 ④国内消費状況。国内市場の特色
2. ①追跡調査の経過 ②流通経路 ③流通経費

〔第2部 1～3章の内容構成〕

- ① 卸業者の面接調査と地域特性
- ② 小売店の面接調査と地域概況

缶詰共同宣伝事務局打合会

日 時 昭和46年3月20日 9:30～13:00時

場 所 日本缶詰協会 応接室

内 容 缶詰共同宣伝の実施状況と46年度計画について

出 席 日缶協側 開野専務理事、納富、村井 氏

製缶協側 山崎専務理事

全缶協側 北田専務理事

3団体事務局では4・5年度の缶詰共同宣伝の実施状況と経費支出の内容についておよび4・6年度缶詰普及計画(案)の検討を行なつた。

この4・6年度計画(案)は、日缶協事務局より示されたものであるが、新年度の計画は、缶詰100年を加味したPRとなつており、内容は4・5年度の料理講習に重点的であることには変りないが、①缶詰フェアー ②缶詰PR出版、缶詰料理集出版等の新らたな企画が盛り込まれている。

3団体事務局ではこの案をそれぞれ持ち帰えり8月27日(土)再び会合し最終的に検討したうえ、3団体会長会議に諮ることになつた。

なおこの計画(案)の外に缶詰100年を記念し業界内部でパーティーを開催する考えもあり、会費5000円程度で300人程度の業界関係者を見込み東京・福祉会館あたりで催し、これに要する会場費、その他の経費120~130万円については共同宣伝費の中から支弁してもらえないだろうかとの要望があつた。

[缶詰フェアーについて]

企画案はいま作成中であるが、そのあらましの考え方は、東京、大阪、名古屋、福岡、仙台または札幌の5会場で地域業界関係者と共同で展示、試食会を含む缶詰フェアーを開催しようというもの。

主催は3団体、協賛は地域団体とし、6月~10月中旬にかけ実施する。予算は共同宣伝費から500万円、この外に参加者負担300万円(展示会場費1口3万円~5万円、缶詰調達1,000%等)を見込み、実施までの企画作業等については中央とその地区を含めての委員会を結成し万全を期す。

この催し場への出席者の中から抽せんにより缶詰1年分を贈るといった試みも考えられている。

共同宣伝

[朝日女性教室]

朝日女性教室特別集会は3月27日午後14.00～16.00時松竹料理学校(東京・築地・松竹会館内)で次のプログラムにより開催されたが、多数の参加者が集まり盛大であつた。

▽ 料理デモンストレーションとお話

「おふくろの味。教えます」 女優 沢村貞子さん

▽ 料理実習

「早春のおそうざい」 料理研究家 佐藤登喜子さん

関係団体報知

※ 財団法人 日本缶詰検査協会評議員会

日本缶詰検査協会評議員会は、昭和46年3月18日丸の内会館新東京ビルで開催し、下記の通り議決した。

1. 昭和46年度事業計画案に関する件

原案通り承認

2. 昭和46年度収支予算案に関する件

原案通り承認

3. 理事の補充選任に関する件

池野真澄常務理事辞任に伴い中田政一氏を理事に選任。

※長野県缶詰食品問屋連盟役員改選

長野県缶詰食品問屋連盟では、2月21日第2回定期総会を開催し、役員改選を行ない、それぞれ就任し、これに伴い事務局が移転した。

長野県缶詰食品問屋連盟 事務局

住 所 長野市若里914

(株)丸善商店 長野支店 内

電話 (0262) 28 2181~4

会 長 (株)丸善商店(長野市)

社長 春日善文氏

副会長 (株)三沢商店(長野市)

社長 三沢辰二氏

" 北洋店事務長野支店 上田営業所(上田市)

営業部長 山崎明氏

" (有)芦野食品(茅野市)

社長 高田万司氏

幹 事 (株)ツタモ商店(松本市)

社長 早田茂一郎氏

" (株)原田商店(諏訪市)

社長 原田芳雄氏

" (株)大阪屋商店(辰野町)

専務 長田平八郎氏

" (株)丸宮商店(伊那市)

社長 生田尚氏

" (株)マスニ(飯田市)

社長 岩原幸男氏

幹事 (株)丸正酢徳商店(小諸市)

社長 小山虎雄氏

監事 河西商事(松本市)

社長 河西清之助氏

〃 (株)外松(下伊那)

社長 外松淳氏

※北海製缶(株)社長に佐藤栄治氏が就任

北海製缶では、2月26日付で取締役会長堤清七氏の辞任に伴い、後任の会長、社長に次の両氏が就任した。

取締役会長 堀越一三氏

取締役社長 佐藤栄治氏

会員消息

〔松下鈴木(株)4月1日発足〕

(株)松下商店と、(株)鈴木洋酒店が合併し、4月1日から新社名松下鈴木(株)として、次的新役員にて発足する。

代表取締役会長 松下善一氏

代表取締役社長 今井重太郎氏

代表取締役副社長 鈴木崇氏

代表取締役専務 松下善四郎氏

常務取締役	岩 井 万古登 氏
常務取締役	馬 場 至 氏
常務取締役	吉 川 悅 二 氏
常務取締役	進 藤 正 典 氏
取 締 役	松 下 文 雄 氏
取 締 役	村 井 太 郎 氏
取 締 役	大 土 正 氏
取 締 役	大 洞 光 雄 氏
取 締 役	今 井 勝 氏
取 締 役	橋 本 英 雄 氏
監 査 役	鈴 木 年 夫 氏
監 査 役	大 田 堅 治 氏
監 査 役	桜 井 ふ み 氏
相 談 役	鈴 木 恭 二 氏
相 談 役	中 島 正 義 氏

○ 新会社の本社・支社・支店・出張所

本 社 大阪市東区高麗橋2丁目16番地

電話 203-5431(大代表)

大阪東部営業所 大阪市城東区天王寺町8丁目22番地

東京支社 支社長(取締役副社長) 鈴 木 崇 氏

東京都中央区日本橋室町3丁目2番地

電話 270-7611

仙台出張所 仙台市大町2の13の12 立町ビル4階

静岡出張所 静岡市相生町2の5

名古屋支店 取締役支店長 大 土 正 氏

名古屋市千種区春岡通7丁目9番地

電話 741-5141

京都支店 取締役支店長 今井 勝 氏

京都市下京区烏丸通5条下ル大阪町394

電話 361-6181

神戸支店 取締役支店長 松下文雄 氏

神戸市灘区都通り1丁目10番

電話 88-1050

福岡支店 常務取締役支店長 吉川悦二 氏

福岡市対馬小路10番3号

電話 28-1931

〔新会社設立〕

株比賀商店（金沢市下堤町 代表取締役 比賀他美氏）の中央市場店と、
青駒商事株が合併し、北洋商事株と3者との共同出資により新に食品問屋としての使命達成の目的をもつて北新商事株が4月1日から発足する。会社住所、役員は下記の通り。

北新商事株式会社

本社 金沢市二口町ト一39

電話 63-7266

中央市場店 金沢市西念町り1

電話 63-7266

代表取締役 比賀泰夫 氏

取締役 水野英夫 氏

" 酒井一夫 氏

" 青梅洪治 氏

" 大西信 氏

取締役 中野辰三氏

比賀順二氏

※(株)祭原営業本部長に専務取締役武田重正氏が兼任

(株)祭原 取締役営業部長中井祥郷氏は、8月31日をもつて同社を円満に退職することになり、8月6日付で営業部長の職を退いたが、この後任には専務取締役武田重正氏が兼務し、営業本部長として営業部(販売)及び業務部(仕入)を統轄する。

※(株)中島董商店社長に中島雄一氏が就任

(株)中島董商店では、3月1日の取締役会で中島董一郎氏の代表取締役会長、中島雄一氏の代表取締役社長の就任を決定した。

木村本店社長 木村政吉氏ご逝去

(有)木村本店(栃木県足利市緑町3348)取締役社長木村政吉氏は、病氣療養中のところ3月5日午後8時76才の天寿を全うし永眠された。

告別式は社葬をもつて3月8日午後1時より2時、足利市西の宮高徳寺にてしめやかに執り行なわれた。施主 木村良一氏。

